

平成29年度第4回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年7月10日(月)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成29年7月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

なし

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第21号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第22号 平成29年田畑売買価格等について

議案第23号 長洲町農業委員候補者評価委員会の委員の指名について

その他

事務局	<p>それでは皆様、御起立願います。礼。着席。</p> <p>ただいまから、平成29年度第4回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>初めに、濱北会長より挨拶をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>皆さんと昼も夜も朝も会うたびに「雨のよう降るなあ」という挨拶ばかりで、ほんとうに降りました。まず、その前に台風3号が長崎に上陸しまして九州を横断、それで四国に抜けましたが、この台風が朝倉の上を通過して雨を連れてきたっじゃなかろうかなと、私は思っております。変な言い方で、線状降水帯という名前が出てきましたけれども、大きな台風や地震があると、次から次へといろいろ新しい言葉が出てきます。この辺は大した被害もなく、ほんとうによかったかなと思います。今からがほんとうの台風のシーズンになりますが、よく注意をしていただきたいと思います。</p> <p>それから、熱中症の話がしょっちゅう出ております。熱中症だけは、個人個人が管理をして十分守っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席委員はいらっしゃいませんので、総会が成立することを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行については濱北会長をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の提出議案は、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第20号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第21号「下限面積(別段の面積)の設定について」、議案第22号「平成29年田畑売買価格等について」、議案第23号「長洲町農業委員候補者評価委員会の委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>今回が初めてですが、まず、長洲町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名捺印しなければならないとなっております議事録署名委員については、議長から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし の声有</p>
濱北会長	<p>今後はこの方法で行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事録署名委員は、6番濱村委員、7番城戸委員をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。進めてまいります。1ページです。</p> <p>議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について次のとおり提出をいたします。</p> <p>受付番号の6番です。申請人でございますが、譲受人はこちらに書いてあります町内の法人でございます。譲渡人は5名の共有名義となっております。申請地の所在でございますが、大字長洲字中塩屋2242番の1でございます。地目、</p>

現況ともに畑、地積は406㎡でございます。

申請理由は、建て売りの住宅の建設で、施設面積は86.12㎡になっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められております用途地域の区域内でございまして、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書が事業費を超えているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますけれども、事業計画書、土地利用計画図が添付されており、平成29年8月15日着工ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、建て売り住宅の86.12㎡の建設でございますので、個人住宅の基準面積おおむね500㎡を下回っているということで適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の有無につきましては、申請地は一部樹木等の伐採を行うということで、現在のまま住宅用地として利用するというのでございます。造成による土砂流出はないということで、適当と判断しております。周辺農地はほぼありません。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水につきましては道路側溝へ放流するとなっております。

以上で受付番号6番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで補足説明を地区担当委員の9番長谷川委員にお願いいたします。

長谷川委員

9番長谷川です。ただいま説明がありました案件につきまして、場所の説明をいたします。資料の2ページ、3ページを開いて見てください。

場所は、国道501道路と役場前の道路が交わる交差点にガソリンスタンドがありまして、そこから大体200mぐらい港方向に進んだところに自動車屋がありまして、その横の道路を北側の方向へ20mぐらい進んだところに消防格納庫があって、そのすぐ裏に位置しておるところでございます。

詳細な点につきましては、ただいま事務局より説明がありましたので、説明は省きますけれども、そこは今現在は原野というか、やぼくれというか、竹、雑木、いろいろ生えておりまして、住宅ができればそこも整地されて立派な土地になると思います。

また、今、説明がありましたように、周辺に農地はございません。そして、住宅が立ち並んでおりますので、何ら問題は起こらないと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局と地区担当委員の補足説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

池本委員

2242の3は家建つとどうですか。何ですか。

事務局

2242の3は宅地です。もともと宅地で家が建つとった。2242の3ですよね。

池本委員 事務局	うん。 は、今は何も建っていないですけども、もともと宅地です。で、42の3は、もともと家があって、今は更地です。ここは宅地です。
長谷川委員 事務局	2242は、もともと、今、転売主の宅地やったんちゃ。 売買上は、この辺まとめて全部売買です。周辺のこの人が持っているのをいろいろ全部含めて。ただ、ここでは農地しか出てこないの。
濱北会長	ほかにありませんか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	なしという声が聞こえたので、賛成の挙手を求めます。 賛成者挙手
事務局	全員賛成です。ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号6番については原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に進みます。4ページです。 続きまして、議案第20号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第20号でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。 7ページをごらんください。 今回の申請につきましては、7ページに賃借権14件の29筆2万9,318㎡、次の8ページに1件1筆552㎡の合計15件30筆の2万9,870㎡となっております。こちらの件数等を御確認お願いいたします。なお、5ページにつきましては期間ごとの面積の集積、集計、6ページは借り手ごとの集計となっております。 今回につきましては、簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。
濱北会長	どうぞ。
池本委員	7ページの清源寺一丁目になっとるけど、一丁目じゃなかよな。これは一丁田よな。
事務局	一丁田ですね。済みません。
濱北会長	ほかにないですか。
濱北会長	ありません の声有
濱北会長	ほかになければ、賛成の方の挙手を求めます。 賛成者挙手
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成です。議案第20号は、原案どおり決定いたします。 次に9ページです。 議案第21号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第21号でございます。下限面積(別段の面積)の設定について審議する必要がございますので、下記のとおり提出をいたします。

10ページをお願いいたします。

下限面積の設定についてということで、平成21年度の農地法改正に伴い、農業委員会が農林水産省の省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲で別段の面積を定め、公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることとなっております。

この下限面積というのは、3条申請の審議に伴う下限面積となりますので、現在、長洲町の下限面積は農地法の規定のとおり50アールとなっております。農業委員会は、下限面積の設定または修正の必要については毎年審議することとなっておりますので、平成29年度の下限面積について別段の面積を設けず、50アールのまま変更を行わないということにさせていただきたいと思っております。

理由につきましては、農地法施行規則第17条の規定に基づき、2015年の農林業センサスにおいて現在の下限面積未満の農地で耕作している農家が全農家数の22.5%であるということと、平成28年度実施の農地利用状況調査において管内の遊休農地の面積が全体の3.5%と低いことにより、変更は行わないものということになっております。

下段の 印につきましては、農地法施行規則第17条の要約になりますので、御確認をお願いしたいと思います。

簡単ですが、以上で議案第21号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。この件について何か質疑、質問等はございませんか。

馬場委員

どうぞ。

13番の馬場です。

50アールの農地を所有した人が農地を利用しない場合、また新たに農地をかうちゅうことはできるんですかね。要するに、自分が50アールは持つとるですね。それを自分では耕作しとらんですね。それを今度また新たに農地ばかうちゅうか、増やすちゅうことはでけん？

事務局

できません。だめです。

池本委員

現に耕作しとらんけん。

事務局

はい。逆に農地を持っていなくて、人から5反借りとりなら、買うことはできます。自分の所有地ですよ。自分の名義の田畑が全くなって、誰からか土地を5反借りとって、それから次に新しいのをかうとか、その借りていた5反をかうというのはできます。自分が5反耕作しているので。ただ、自分が5反でも1町でも持つとるけれども、サラリーマンとかで全然農業にタッチしていなくて、誰か認定農家さんにお貸ししていると。で、新たに農地を取得するのはできません。

馬場委員

相談のあったっじゃん。要するに、集積かな、そういうときに家のそばの農地ば買ったかばってん……、交換？

事務局

交換も一緒です。

馬場委員

交換じゃなかった。自分では年やけんがでけんとですたいね、年寄りが。家

長谷川委員  
馬場委員  
長谷川委員  
池本委員  
長谷川委員  
池本委員  
事務局

には跡取りはおるばってん、まだ勤めとるけんが、名義としてはまだ親の名義やけんが、息子が買えばよかったですかね。

それは耕作者じゃなかけん、だめでしょう。

だめ？

耕作者に限るって書いてあるじゃなかですか。

馬場君、現に50アール自分で耕作しよらんといけんわけたい。

耕作者以外はだめというこっでしょう？

そうたい。

はい。お父さんの土地であって息子が一緒にしよるてなった場合、息子で買えます。世帯でも買えるんで。ただ、一緒にしよるならの話ですよ。

馬場委員  
濱北会長

今のところはしよらんけんが……。

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございました。議案第21号は、原案どおり決定いたします。

次に進みます。11ページです。

議案第22号「平成29年田畑売買価格等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第22号でございます。平成29年田畑売買価格等について審議する必要がありますので、下記のとおり提出いたします。

平成29年田畑売買価格等についてはということで、農業委員会の組織における基礎資料の一つとして、例年、田畑の売買等に関する調査が実施されております。今回、平成29年田畑価格等については、御審議をいただきたいと思っております。

調査票につきましては、現在の長洲町の旧町村名にて作成する必要がありますので、4地区でございます。調査項目につきましては、耕作目的の売買価格として農用地区域の田畑、農用地区域外の田畑に分かれております。各項目につきましては、参考となる筆を設定し、税務課より情報提供を受けました。固定資産の評価額、昨年までの回答実績程度に応じて売買価格を記載しております。

続きまして、番ですが、使用目的変更（転用）売買価格につきましては、平成28年度の転用申請のあった住宅関係において売買価格を参考に記載しております。

いろいろな売買価格を調査区ごとにしておりますけれども、確認をしていただきまして、簡単ではございますが、以上でこちらの説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件について何か質疑質問等はないですか。

事務局

簡単に六栄村で説明しますね。済みません。

12ページの真ん中、 を見ていただきたいと思いますが、ここに中田、中畑と二つあります。農用地区、一つは農用地区域外で、固定資産税評価額というところがあるんですけども、まず、この中田、中畑と農用地区域、農用地区域外で四つを、ある程度基準となりそうな土地をこっちで指定しております。その固定資産評価額について税務課より情報提供を受けていると。価格については、ちょっとこればかりは実際の価格ではありません。その下に前年度報告数値が書いてありますけれども、前年がこれですので、こんなはないというところなので、そこから一応3%ぐらいは引いた値段という形になっておりますが、多分、実際はまだ低いかと思えます。ただ、農用地区域外については、田んぼも畑も含めて5条とか3条とかを見ていても、例えばいずれ住宅になるとかいろいろなことがあって、売買価格が高いところも実際はあります。普通の平均から聞くなりですね。これが、本来であれば は、田を田として買う、畑を畑として買うという売買価格が出てくる数字になると思えます。実際はちょっと高いかなとは思いますが。

次の13ページの右上に があります。これが住宅用地としてなので、4条なり5条なりが出てきた分の昨年の六栄校区での平均になります。ここは3万円となっていますけれども、これは坪です。反じゃないです。1坪3万という形が昨年の平均でしたので、これは大体こんなもんかなというのは実際のところ

済みません、簡単な説明ですけれども以上です。

大体これに書いてあるとおりの記載の仕方です。これが、長洲町の4旧町村で、六栄、長洲、腹赤、清里で書いているところです。

濱北会長

御意見ありませんか。質問ありませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成ですので、議案第22号については原案どおり決定いたします。

次に、20ページです。

議案第23号「長洲町農業委員候補者評価委員会の委員について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局

議案第23号でございます。長洲町農業委員候補者評価委員会の委員を指名する必要がありますので、下記のとおり提出いたします。

21ページをごらんください。

長洲町農業委員候補者評価委員会の委員の指名についてということになります。皆さんは平成29年10月30日で任期満了を迎えるに当たり、平成29年5月8日から農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を行ってまいりました。皆様の御協力により、農業委員につきましては定数に達しましたので、募集を終了しております。申込者についても別紙のとおりお配りしております最終公表一覧をごらんください。また、農地利用最適化推進委員につきましては、長

洲、清里地区につきましては、定数に達しましたので募集を終了しております。腹赤、六栄につきましては、定数に達しておりませんので、引き続き7月18日火曜日まで募集を行っているところでございます。農業委員、農地利用最適化推進委員の推薦募集につきましては、皆さんの御協力、大変ありがとうございました。今後、腹赤と六栄地区の推進委員につきましては、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案でございますけれども、長洲町の農業委員の候補者評価委員会の委員の指名につきましては、農業委員の候補者として申し込みがあった者は、欠格事項等の照会を行い、長洲町農業委員の候補者評価委員会運営規程に基づきまして、評価、審査を行ってまいります。

評価委員につきましては、長洲町の農業委員候補者評価委員会の運営規程第3条の規定に基づきまして、農業委員会より農業委員会の会長及び農業委員会の会長の職務代理者、農業委員会事務局長が委員になります。今回、濱北会長が次期の農業委員の候補者となっておりますので、長洲町の評価委員の運営規程、先ほど言ひました3条のただし書きの規定に基づき、農業委員会の指名する別の農業委員を評価委員として指名する必要がございます。なお、この中で土山委員、濱崎委員、増岡委員、松野委員につきましては、次期農業委員候補者となっておりますので、評価委員の指名をすることはできません。本来では、評価委員の開催を決定した上で通知等を行い、指名を行う必要がございますけれども、今後のスケジュール等を考えますと8月の定例会以降指名が遅くなってしまうので、事前にここで御審議をいただくこととなります。先ほど申しましたとおり、会長が次期の委員となっておりますので、別の方を指名する必要がございますので、ここに議案として提出するものでございます。

以上で簡単ではございますけれども、説明を終わりたいと思ひます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局から説明がございました。この件につきましていかがいたしましょうか。

池本委員  
事務局

委員は何名ですか。

3名です。

池本委員  
事務局

ここだけですか？

いえ、ここから選ぶのは3名です。

池本委員  
事務局

ここが3名でしょう。全体で。

副町長、総務課長、農林水産課長、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会事務局長と、あとはその他町長が必要と認める者。

池本委員  
事務局

農林水産課長は事務局長と兼務。

今、兼務なので、で、農業委員会より3名。

池本委員

3名と3名、6名？実質は、事務局長と農林水産課長が兼務でなれば、一人減ったいな。3名ちゅうばってん、二人たい、実際。

事務局

そうですね。

池本委員

その会合は何回でんなかっでしよう？

事務局

今回思っているのは、本来であれば、定数がオーバーした際にいろいろな、



今、先ほど説明にもありましたとおり、法で触れている欠格事項とかいろいろな照会をかけているところです。これを受けて、今、議案と一緒に配慮しましたこの一覧表10名の経歴なり推薦理由なり、今回は認定農業者を過半数を占めなければいけないとか、いろいろな要件等々がありましたので、そういうところも含め、評価をした上で町長に御報告し、10人決めて、9月の定例会で任命同意案件でしたけれども、今回、10人で定数ちょうどという形ですので、この中で欠格事項等々も報告した上で、農業に関する知識とこれまでの経歴等を含めて問題ないという確認も含めた上で1回は必ず開催しようかなと思っています。定数をオーバーしていれば、いろいろな検討事項が出てくるかと思えますけれども。

濱北会長  
事務局

候補者について、事務局のほうから何かいい案はありませんか。

では、一応、候補者ということで事務局のほうから。先ほど申しましたとおり、事務局の案としましては、六栄、腹赤校区のほうが職務代理者でございます濱口さんがなられますので、長洲、清里校区からお一人お願いをしたいということで、長谷川委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

長谷川委員  
濱北会長

俺で通用しますか。なり手がなければいいですよ。

どうですか、皆さん。

異議なし の声有

濱北会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの案で長谷川委員にお願いしたいと思います。それから、腹赤地区からは濱口委員、よろしく願いいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員の皆様からその他御意見、御質問等はないですか。

どうぞ。

池本委員

開会のとき、今日、冒頭、議事録署名人の確認方法が違っていたということで、事務局のほうがいづつもはなかった構成確認について、何条の何項についてどうかこうとか、ちょっと違うことがあったんですけども、指導が何かあったんですか。

事務局  
池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

指導はないです。本来すべきことだということです。

それをしとらんだっただけ？

簡略化していただけです。

いつもとやり方が違うけんなと思って。

言うと、どこもそうですけれども、今までこの委員の募集とかいろいろな難しい、済みません、行政のことですけど、たくさんの例規を見もらったと思います。募集要項とかいろいろなものをここ三、四カ月見もらったと思うんですけども、この農業委員会を開催するに当たり、農業委員会の中にも例規はいっぱいあります。農業委員会の会議規則だったり、事務局規程だったりですね。その中で、こういう形で本来進めていくべきところなんです。今までもなかったと思います。今日、何かの都合で9人欠席となれば、会議自体が開けな

いんですよね。そういうものもありますので、一応、規則にのっとったまま、ちゃんとこういう理由で成立しますといういつもの総会御報告と議事録署名人についての報告、条文はかたいですけども、そういう形でしたということろです。

濱北会長

実は、私もこれを見て、初めてやったけん、びっくりしたっですよ。前の会長からは「こがんで、順番がこがんだんな」ちゅうて教わったとに、今までそのまましてきよったら、これが書いてあったもんだから。

徳山委員

済みません、まだ後でよかったですけれども、こういう資料は最終的には返さないとしょう？

事務局

いえ、大丈夫です。

松野委員

持っってよか？

徳山委員

じゃあ、嚴重に保管するか……。

事務局

持っってもらって大丈夫です。守秘義務というだけです。それは委員のときの自分の委員の資料なのですが、個人情報がいっぱい載っておりますので、くれぐれも廃棄、保管にはお気をつけください。済みません。

濱北会長

ほかにないですか。

池本委員

5月29日、認定農業者の総会があったっです。そのとき、事務局長と会長は農業委員会から行っってです。この大会は、事務局長と会長はお忍びで行ったんですか、それとも長洲町農業委員会を代表して行ったんですか。

事務局

代表して行ったです。

池本委員

代表して行ったなら、こういった場所で報告する義務があると、私は思うわけです。それが全くないということはおかしいんじゃないかと。それが全くないので、隠れて行ったつかなと私は思うたっです。10日ばかり前の全国農業新聞にはそれが載っったと。国会議員さんにも何か要請したとか何とか書いてあるけれども、何を要請したかもいっちゃんわからん。そして、公費を使って代表して行ったならば、それは報告する義務がありますよ。ただ自分どもが行ってきて、代表で行ったつなら、何をしたか、新聞に載るとてちゃ、国会議員に陳情したとかいうなら、何を陳情したのか、そういったことを報告すべきですよ。これは毎年ありよっです。毎年5月の大体最後の週ぐらい、28日とか29日ぐらに毎年ありよる。報告はいっちゃん聞いたことがない。農林水産課の認定農家の総会もそんなときは来とらんやった。そがんで行っるとなれば何か報告せんならば、今日でけんなら、文書で、こん次でんようはあるばってんな。

事務局

報告書は書いとるです。

池本委員

報告書を書いとるなら、そがんとば見せてもらうか、報告でんしてもらわんと、ただお忍びで行ったごして何も話もせんって。

事務局

報告は次に。

濱北会長

次に回覧いたします。

池本委員

わざわざ文書で出さんでも、こうして行ってきた、どういことがあったと、それを言うよかつたい。何も言わなし、黙っって、話もせんとな。

事務局

なら、概略でお話しいたします。5月の29から31日まで2泊3日で会長と行ってまいりました。29日は、こちらを朝5時に出まして、福岡空港を8時に飛行機で飛びました。熊本県からは全部来られますので、それぞれ福岡空港から飛び立つ分と熊本空港と鹿児島と3班に分かれて飛んでくるようになっていました。東京の羽田で落ち合まして、それから文京区のシビックホールというところで全国大会がございました。熊本県は比較的参加人数が多い県でございます。全部の会長、事務局長が参加するというので、80名以上、バス2台でシビックホールに行きました。

午後1時からが全国大会で、事例発表等が行われておりました。農業関係の事例発表ということで、大賞をとった耕作放棄地の問題をうまく解決したところの事例も発表されておりましたし、各県いろいろな工夫をされて農業委員の振興に努められているというのがありました。全国大会ということで、農林水産大臣も来られまして挨拶もされております。中身のほうは、総会ということでいろいろな事例発表とか形式的なものがございました。3時間ぐらいいろいろなことに項目が分かれておまして、会長はちゃんと席があるんですけども、事務局は席がないものですから、頻繁に会場の中に入ったり出たりしないと、席がないような状態です。シビックホール自体が少し狭いものですから、玉東の事務局長と出たり入ったりを繰り返しながら中の様子を聞き、いろいろな情報を聞いたところでございました。

濱北会長  
事務局

全国から1,600人と言いました。

1,600人来られていました。

それから、場所を変えまして、今度、国会議事堂の近くの東海大学の施設がございました。そちらに地元の国会議員の先生が来られまして、いろいろな要望を伝えました。内容的には、農業委員会の分よりもどちらかという農地関係のほうを結構言われて、多面のお話とか、そういう要望等が多かったと思います。多面のほうは今後も続けていってほしいという言い方をされておりますし、今後、こちらの農業委員会も新しい制度に変わってどのようになっていくかわかりませんので、いろいろと先生方にはお願いをしたという経緯でございます。

その後、懇親会がございまして、全部の先生は来られなかったかもしれませんが、来られた国会議員の先生方に関しては、懇親会の中で玉名地区をよろしく願いますと。特に、地元から出られている国会議員の先生には、長洲町ですということで、会長も私も長洲の農業委員も頑張っておりますのでよろしく願いますという活動は行ってまいりました。

それが終わりました、次の日が東北の岩手の農業委員会に研修に行きました。こちらは、新農業委員会の体制に変わっておりますので、いろいろな苦労をされております。やはり各地区から委員の方が上がってこられて大変だったと。農業委員会の会長さんが、ちょっと言葉はあれですけども強かったですね。各地域を押さえているという感じだったですね。こちらのほうと何か全然違うんですよ。だから、熊本でもああいう感じはなかったですね。各地域はそこはそがんしてそこに任せているという感じの言い方をずっとされました。聞いた

感じは、うちのほうと全然違うようなやり方で農業委員会を統括されておりまし、報酬もある程度の報酬はもらわれているというところで、事務局も少しはしゃべったんですけれども、会長と委員が説明等は全部されました。何と申しますか、地域が変わるとそういうのが全然違って来るんだなという感じを受けたところでございます。

その後は、熊本県だけの農業委員会の懇親会がございましたので、いろいろなところのお話を聞きながら、今後、新体制になったらいろいろなことをやっていかなければいけないということで情報交換をさせていただきました。

次の日は帰るだけとなりましたので、簡単ではございますけれども、いろいろ勉強になったと申しますか、行ってみるとその地域のいろいろな事情がわかるということがあります。

済みません、簡単ですけれども以上で報告を終わらせていただきます。

池本委員  
事務局  
池本委員

やっぱりそがんで勉強せんとだめだんな。

そうですね。

やっぱりよその空気ば吸うてこんとな、一番せんなんとは、よそがどがんでよるか、どういった雰囲気か、そういったじかに肌で感じてくつとが一番勉強になるよ。それを全くやらんというのはだめ。ありがとうございました。それくらい簡単に冒頭、言わんなんな。

土山委員

ちょっといっちょよかですかね。広報の3月か4月号やったろうと思うとばってん、向野と赤崎地区に12町ばかり暗渠排水ばしとらんところのあつとかな。それば2,400万ぐらいかけてしたろう？あれは終わつとると？

事務局  
土山委員  
事務局  
土山委員

今、1工区だけ終わったですね。3工区に分けてするんですけれども。

何年で終わるわけ？

あれは今年中に終わります。

ああ、ほんとう。その返済金のごたるとはどがんですとね。大体2,400万ぐらいい。

事務局

返済金は国のほうが50%ぐらいい、あと残りは町で。農家負担はないということ。今までずっと……。

土山委員  
事務局  
坂上委員  
土山委員

ただでするわけですか。

はい。

農家はただ。

ほすと、その12町ぐらいい暗渠ば全部して、そこに麦か何かば奨励するわけ？暗渠排水関連対策。

事務局  
坂上委員

そういうことです。

一応、農家のほうがそがんでしたふうにむかいよつたつて。国は麦ばつくるいこと、そのような感じで考えとるごたるとです。約30年前に暗渠排水ばしたとは、多分だめやろうということ、またしているわけ。暗渠が詰まってきたとどい感じ。こげなせんでよかて言うたばってん。

土山委員  
坂上委員

米だけなら要らんもんね。

麦ばつくらなんけん。

土山委員  
濱北会長

はい、わかりました。  
ほかになければ、事務局のほうから何か連絡事項はありますか。

(その他事務局説明)

1. 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
2. 農地利用状況調査について
3. 7月開催の各農業委員の会議等について

濱北会長  
事務局

ありがとうございました。これをもちまして、全て終了いたしました。平成  
29年度第4回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。  
起立。礼。

閉会(終了 午前10時56分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印